

なお、エリトリアについては、国連総会の決議による後発開発途上国の基準に合致することから、同国を特別特惠受益国に指定することとした。

イ 関税割当制度に関する政令の改正（表20参照）

本制度の対象品目は、7年度の改正において、ウルグアイ・ラウンド合意において国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保を基本的に関税割当制度により行うこととしたこと等から、21品目に拡大された。今回の改正においては、対象品目に変更はなく、関税率審議会の答申に沿った関税割当数量を定めることとした。

（注）関税割当制度：関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この枠を超える輸入分については、高関税率を適用することによって国内生産者の保護を図る制度である。この場合、1次税率の適用を受ける数量は、原則として、国内需要見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して、関税率審議会に諮問の上、政令で定めることとされている。

第7節 対外経済関係

1 WTO（世界貿易機関）

（1）ガットからWTOへ

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンドが開始され、7年越しの交渉を経て1993年12月に実質合意された。我が国は1994年12月に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（WTO協定）について国会承認を経て受諾した。これに対応し、7本の関連法案の改正が行われた。農林水産省関連の法案は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法、農産物価格安定法の4法案である。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関が設立された。

（2）農業協定の概要

WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（本体）と附属書1～4からなっている。農林水産関係では、附属書1Aに国境措置、国内支持、輸出

補助を規律する農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、食品規格などを規律するスタンダード協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが、附属書4に国際牛肉協定、国際酪農品協定が含まれている。

農業協定は、各国が、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、1995年から2000年までの6年間（以下「実施期間」という。）でこれを実施することを定めている。（我が国は1995年4月1日より実施を開始することとなった。）

市場アクセスについては、輸入数量制限等の非関税措置を関税化して、関税相当量（国内卸売価格と輸入価格の差）を設定し、実施期間において、関税相当量を含め関税率を農産物全体で平均36%、各品目ごとに最低15%の削減を毎年同じ比率で実施する。また、関税化の対象品目の基準期間（1986～1988年）における輸入実績または輸入割当枠に基づいて設定する現行の「アクセス機会」（輸入量）は維持・拡大し、輸入がほとんど行われていない品目については、実施1年目には、基準期間における国内消費量の3%のミニマム・アクセス機会（最小限度のアクセス機会）を設定し、最終年には5%まで拡大する。なお、食料安全保障や環境保全等の非貿易的関心事項の重要性を考慮し、「関税化の特例措置」として、①基準期間において輸入が国内消費量の3%未満であること、②輸出補助金が付与されていないこと、③効果的な生産制限措置がとられていることの条件を満たす農産物については、ミニマム・アクセス機会の引上げ（実施1年目の3%を4%に、最終年の5%を8%に加重する。）等を行うことによって、6年間関税化を実施しないことができる。また、この特例措置の7年目以降の取扱いについては、これを維持するか否か、また、それぞれの場合における具体的条件については、実施期間の終了1年前に始まる交渉により決定される。

国内支持については、農業・農村基盤、市場等の整備や環境対策等で一定の条件を満たした政策を除くすべてのものについて、総合的計量手段（AMS）により計算された基準期間の支持総額の20%を実施期間において、毎年同じ比率で削減する。なお、支持総額が生産額の5%以下の品目については、削減対象から除かれる。

輸出競争については、実施期間において、原則として1986～1990年平均を基準として、輸出補助金額を36%、補助金付き輸出数量を21%それぞれ削減するとともに、新たな産品に対する輸出補助金の供与が禁止さ

れる。

また、農産物輸出の禁止または制限を行う国は、輸入国の食料安全保障に与える影響に十分な考慮を払うとともに、実質的な利害関係を有する輸入国と協議する。

なお、開発途上国については、関税、国内支持等の保護の削減率を先進国の3分の2（後発開発途上国は、削減を要しない。）、実施期間を10年とするなどの特例が設けられている。

(3) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには農業委員会、SPS委員会、スタンダード委員会などの各委員会が設けられ、加盟各国の実施状況のレビューを行うこととされている。

①農業委員会

農業委員会は農業協定第18条に基づき、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施レビューを行っている。また、農業協定第16条により、「改革計画が後発開発途上国及び食料純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」に関する措置を適宜監視することとされている。

②SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定の運用に係る諸問題について検討、協議を定期的に行う場として、関係国際機関の協力の下開催されており、現在、①SPS措置の変更についての通報手段、②国際基準の使用の監視手続、③「整合性」のための指針を作成するための議論等が行われている。

(4) 第1回WTO閣僚会議

WTOの第1回閣僚会議は、96年12月にシンガポールで開催された。この閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有しており、少なくとも2年に1回会合することとされている。

今回の閣僚会議では、閣僚宣言、各委員会からの報告書が採択された。農業委員会報告書では、協定に定められたタイム・フレームを尊重すること、各国約束の遵守に関する評価、分析・情報交換を更に続行すること、以上の作業により、継続交渉開始前における問題点の理解の促進と各国の利害を明確化することが可能になること等が合意された。

2 OECD（経済協力開発機構）

(1) 閣 僚 理 事 会

第35回閣僚理事会が1996年5月21日、22日の両日、パリのOECD本部で開催された。我が国からは政府代

表として池田外務大臣及び塚原通産大臣が出席し、①成長と雇用、②多角的体制の強化、③OECDの役割、の3つの議題を中心に討議が行われた。

まず成長と雇用については、財政赤字の削減と適切な金融・構造政策の推進を通じた中長期的なインフレ無き持続的成長、雇用の拡大を達成することの重要性が再確認された。次に多角的体制の強化については、WTO体制強化のための取組みの重要性、OECDによる「新たな課題」への貢献、多数国間投資協定(MAI)の来年の閣僚理事会までの妥結、等について合意された。更にOECDの役割については、途上国の経済発展や経済のグローバル化等の新たな課題に対し、OECDの有する多角的な分析・政策提言能力を活用して貢献するとともに、その組織のあり方をより効率的なものとするべきことが要請された。

なお、農業に関しては、OECDの諸原則に沿い、またUR合意の完全実施を通じて引き続き農政改革のプロセスを進めるとともに、農業大臣会合の開催準備作業を行うこととされた。

(2) 農 業 委 員 会

ア 本委員会では、1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに農産物の需給及び貿易の動向等を分析した、1996年版「農業政策、市場及び貿易のモニタリング及び評価に関するレポート」(モニタリングレポート)の作成が行われた。

イ 「農業・食料セクターの構造調整」については、農家レベルと農業・食料セクターレベルに関する分析が行われた。個別農家レベルについては、農業生産要素に影響を与える政策について分析することとされ、その一環として農業支持が農地の価格に与える影響について検討した文書等が議論された。また、農業・食料セクターレベルについては、UR農業合意の農産加工品貿易への影響や農業構造の変化が農村経済に与える影響について分析した文書が議論された。

ウ 「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業が環境に与える正負両方の影響を定量化した指標（農業環境指標）の開発、各国の農業環境政策の効果等の分析、農政改革が環境に与える影響に関する分析等の作業が引き続き行われた。また、1996年9月には、農業の環境便益を維持・増進するための政策のあり方に関するセミナーがヘルシンキで開催された。

エ 次回のOECD農業大臣会合を1998年3月に開催することが決定され、同会合に提出される文書の検討

が開始された。

(3) 貿易委員会

ア 1991年の環境大臣会合を契機に検討が開始された「貿易と環境」については、貿易と環境合同専門家会合において、個別の政策分野やセクターを対象としたケース・スタディが行われている。本年度に行われた検討作業としては、運輸セクターの貿易自由化が環境に与える影響、タリフエスカレーションの環境に与える影響、貿易制限措置を伴う多国間環境条約の有効性、加盟国のエコラベル制度が貿易及び環境保全に与える影響等がある。

イ 「貿易と競争」については、貿易と競争合同会合が設置されたことにより検討体制が強化された。本年度は、加盟国における競争法の適用除外状況を国別・セクター別に比較、検討した成果が出版されるとともに、新たな作業計画に基づいて、市場アクセスへの影響の観点からの競争法の例外・除外、外国企業に対する競争法の公正な適用、各国の競争政策の運用面の相違等に関する検討作業が開始された。

ウ 「農産物公的輸出信用」については、農産物輸出信用専門家会合において農産物の輸出信用条件について検討が行われ、選択肢付き了解事項という形で合意し、参加国会合に報告された。

(4) そ の 他

ア 「農村地域開発」に関する作業は、第2ステージで農村地域のアメニティの特質や価値についての概念整理が行われ、1996年から第3ステージの作業が開始された。詳細なケーススタディを通じて、アメニティに対する適切な評価とアメニティを維持・創出させる農村地域政策手法の検討などを行っている。

イ 「MAI」については、本年の閣僚理事会において1997年の閣僚理事会までに協定に合意することが再確認され、精力的な作業が続けられた結果、投資自由化の基本原則(内国民待遇及び最恵国待遇)、特定分野への適用、投資保護、紛争処理手続き等について協定の法的枠組みがほぼ固まった。

3 APEC

APEC(アジア・太平洋経済協力)は、政府間の経済・社会問題の分析・協議等を行うため、1989年に太平洋地域に位置する国、地域(1997年8月、18カ国・地域:日本、韓国、米国、カナダ、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、豪州、ニュージーランド、中国、香港、台湾、メキシコ、パプアニューギニア、チリ)によって構成される穏やかな協議体として発足し、年々その活動の充実

が図られている。

1995年の大阪首脳会議では、「2020年(先進国は2010年)までに域内の開かれた貿易の自由化、円滑化を達成すること」を唱った1994年の「ボゴール宣言」の実現に向けた具体的な「大阪行動指針」が策定された。これをうけて、1996年のマニラ閣僚会議において、各国なりの具体的な取り組み方向を示した「マニラ行動計画」が策定された。また、1995年の大阪首脳宣言で、急激な人口増加及び急速な経済成長が食料、エネルギー、環境に与える影響について、長期的問題としてこれに取り組むこととされ、このうち、食料問題については、1996年に食料タスクフォースが設置された。

4 世界食料サミット

飢餓、栄養不良の撲滅と世界の食料安全保障の達成を目的として、各国首脳レベルで食料問題を議論する世界食料サミットが、11月13日から17日の間イタリア・ローマのFAO本部で開催された。我が国からは、藤本孝雄農林水産大臣が政府代表として出席した。

本サミットでは、世界の食料安全保障の達成と2015年までの栄養不足人口の半減等を目指した「世界食料安全保障のためのローマ宣言」とその具体的な方策として政治的・社会的・経済的な環境の整備、貧困の解消、持続可能な農林水産業生産、農業及び農村開発のための投資の促進等各国が協調して取り組むべき方向を示した「世界食料サミット行動計画」が採択された。

5 リヨンサミット

主要先進国の首脳が政治、経済の諸問題について検討する第20回サミットが、6月27日から29日までフランスのリヨンで開催された。我が国からは、橋本首相のほか、池田外相、久保蔵相、塚原通産相等が出席した。経済問題としては、「成長と雇用の促進」「多角的貿易体制の強化」「国際金融問題」「途上国の開発支援」等について討議された。

特に今回のサミットでは、「グローバル化」が急速に進展しているとの認識の下に、その恩恵を実現するために各国が適切な対応をとることが必要であることの重要性を強調。この関連で、「グローバル化」の恩恵に必ずしも十分に浴していない開発途上国を念頭に、開発問題が大きく取り上げられた。

6 UNCTAD(国連貿易開発会議)

UNCTAD(本部ジュネーブ)は、1964年に設立された国連の1機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ、解決策を討議する場で、い

わゆる南北問題の主要フォーラムである。特に、4年に1回開催される総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について、政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な意義を持ち、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国(LLDC)問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、一次産品総合計画(IPC)の採択とそれに基づく共通基金(CF)協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討などが行われている。

7 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

1986年国際小麦協定は、数度の延長により有効期限が1995年6月30日までとなっていたが、1993年より新協定交渉が行われた結果、1994年12月に新たな「1994年国際穀物協定」が合意され、1995年7月1日に暫定発効した(有効期限は1998年6月30日)。

新協定は、「1994年穀物貿易規約」と「1994年食糧援助規約」から成っており、小麦を穀物に名称変更したものであり、基本的には「1986年国際小麦協定」を踏襲した内容となっており、穀物貿易規約は国際穀物理事会(旧国際小麦理事会)を通じた情報交換・統計整備を中心としたものとなっている。

食糧援助規約では毎年1千万トン以上の食糧援助を目標としており我が国の年間最小拠出義務量は30万トンとなっている。

(2) 国際砂糖協定

「1992年の国際砂糖協定」は、1993年1月に発効した。同協定は前協定と同様、経済条項を有さず情報交換を中心としたものとなっている。

なお、同協定は前協定と比べて、経済条項の復活の表現が弱くなった他、加盟国の脱退から消費国の分担金の負担増を防ぐため、生産国・消費国の区分を廃止する等の改定がなされている。

(3) 国際コーヒー協定

「1983年の国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日から経済条項を停止した。

また、1983年協定は4度延長(1994年9月30日まで)

し、理事会は新協定に向けて検討を続けていたところ、1994年3月に新協定が合意され、94年10月に発効した。

なお、新協定は経済条項が削除され、情報交換を中心とした協定となっている。

(4) 国際ココア協定

1986年に代わる新協定交渉が1992年から1993年にかけて行われたところ、1993年7月に新たな1993年国際ココア協定が合意され、1994年2月に発効した。

新協定は、前協定がココアの価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。この他、情報交換、CF(一次産品共通基金)との連携や環境への考慮等が明記されている。

(5) 国際熱帯木材協定

1983年協定は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の最大の輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目標達成に貢献できるとの考えから、機関(ITTO)本部を我が国(横浜市)に誘致した。

1983年協定の有効期限は2度延長され、1994年3月31日までとなっていたところ、1993年4月以降新協定交渉が開始され、木材の対象を熱帯から温・寒帯まで拡大することについて交渉は難航したが、1994年1月に新たな1994年協定が合意された。

新協定は、1996年9月の締約国会合を経て、1997年1月1日に発効した(有効期限は2000年12月31日)。新協定には2000年目標や熱帯林の持続的経営の達成のためのバリ・パートナーシップ資金等が明記された。

8 日米包括経済協議

(1) 枠組み合意までの経緯

1989年に開始したSII(日米構造問題協議)は91、92年の2回にわたるフォローアップ年次報告により一応の区切りが打たれ、ポストSIIの日米両国の経済面でのパートナーシップを前進させる見地から、1993年4月ワシントンでの日米首脳会談において新たな協議枠組みを構築する合意がなされた。これを受けて同年6月ワシントン及び東京において次官級準備会合、7月東京において日米首脳会談が開催され、マクロ経済、構造・セクター、協力の各分野について双方の提案が協議された。双方の間には合意内容の実施状況を評価するための客観基準の解釈等について隔たりがあったが、7月10日合意に至り、「日米間の新たな経済パート

表21 日米包括経済協議の経緯（農水省関係）

平成 8 年	
4 月17日（東京）	日米首脳会談（コモン・アジェンダ新規分野「地球の食料供給」追加）
6 月14日（東京）	第 6 回コモン・アジェンダ次官級全体会合
9 月16日（ワシントン）	コモン・アジェンダ：第 1 回地球の食料供給 WG
10月 2～4 日（東京）	投資等 WG 第 2 回フォローアップ会合
11月19～20 日（東京）	規制緩和・競争政策等 WG 第 9 回会合
平成 9 年	
2 月26～27 日	規制緩和・競争政策等 WG 第10回会合

表22 二 国 間 会 議

〈国・地域名〉	〈会議名〉	〈期間〉	〈場所〉
韓国	第 4 回日韓新経済パートナーシップ協議	96.10.29～30	東京
中国	日中生糸に係る意見交換	96. 5 .23	北京
台湾	第21回日台貿易経済協議	96.11. 6～7	台北
ヴェトナム	第 2 回日越経済協議	97. 3 .18	ハノイ
インド	第12回日印貿易協議	96.11. 7～8	東京
パキスタン	第 8 回日パ合同委員会	96. 4 . 1～2	東京
リオ・グループ	第 1 回日リオグループ経済ハイレベル協議	96. 6 .11～13	東京
カナダ	第13回日加次官級経済協議（日加経済合同委員会）	96. 9 . 5～6	オタワ
	第20回日加なたね協議	96.12.12	東京
EU	第 5 回日EU定期首脳協議	96. 9 .30	東京
	第 7 回日EU閣僚会議	96. 4 .29	ブラッセル
スイス	第 2 回日スイス経済協議	97. 3 .31	東京
ノルウェー	第13回日ノルウェー貿易経済協議	96. 6 . 6	オスロ
ロシア	貿易経済に関する日露政府間委員会第2回分科会	97. 1 .27～28	東京
オーストラリア	第10回日豪酪農品需給情報交換会議	96.10.25	キャンベラ
	第27回日豪牛肉情報交換会議	96. 8 .27	キャンベラ
	第 9 回日豪植物検疫定期協議	96. 6 .12～13	東京
N.Z.	第15回日NZ高級事務レベル経済定期協議	96. 6 . 7	東京
	第38回日NZ酪農品需給情報交換会議	96.10.22	ウェリントン

ナーシップのための枠組みに関する共同声明」として公表された。

(2) 枠組み合意の概要

協議は双方通行の対話、MFNベースの恩恵、ガバメントリーチ（政府の責任範囲内）などを基本原則とする。

マクロ経済面では日本は製品・サービス輸入の相当程度の増加を促進し経常収支の黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成すること、米国は財政赤字を相当程度削減し国内貯蓄を奨励すること等を目的とする。

セクター別・構造面の協議では「政府調達」、「規制緩和及び競争力」、「その他の主要セクター（自動車及び自動車部品）」、「経済的調和」、「既存のアレンジメント及び措置の実施」の5つのバスケットについて次官級を議長とし、適当な場合には作業部会（WG）が設けられる。このうち「政府調達」、「保険市場（規制緩和及び競争力バスケット）」、「自動車産業」は優先的分野として1994年1月までに合意するよう努める。

(3) 当省関係各会合の開催状況

セクター別・構造分野のうち、当省関係では「規制緩和・競争政策等」WGを1996年11月及び97年2月に、

「投資等」WGを1996年10月にそれぞれ開催した。このうち、規制緩和等WGでは、本WGで米側から聴取した要望も踏まえ、1997年3月28日に「規制緩和推進計画」の改定を行った。また、投資等WGでは、外資規制の緩和状況等について意見交換を行い、規制業種（農林水産業を含む4業種）の見直しについては、我が国の社会情勢等の推移やOECDでの議論の進展を勘案しつつ、取り扱いにつき検討していくこととされた。

地球の展望に立った協力のための共通課題（コモン・アジェンダ）については、1996年4月の日米首脳会談で、既存の20分野（森林分野を含む）に「地球的な食料供給」を含む6つの新規分野が加えられた。また、同年6月に東京で開催された第6回コモン・アジェンダ次官級全体会合で、各分野での両国の取り組み状況等について共同報告書が取りまとめられ、両首脳に報告された。また、個別分野の作業部会（WG）の実施状況としては、森林WGは同年9月に多国間協議への日米の貢献について非公式な意見交換を行い、地球的な食料供給分野WGは同年9月に第1回WGを開催し、優先的に取り組む分野及び具体的プロジェクトについて意見交換を行った。

9 二 国 間 会 議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた。(表22)

第8節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力は、開発途上国の食料問題の解決に資するのみならず、農業部門が開発途上国の国民所得や就業人口に大きなウェイトを占め経済社会の安定基盤となっており、国内資源の有効利用等を通ずる自立的发展にとって重要であることから、近年その役割は増大している。

このような農林水産業協力の拡大及びその効率的、効果的な実施の要請に対処するために、表23のとおり調査研究、協力事業の評価等を民間団体に委託して実施した。

また、民間の農林水産業協力を通じ、開発途上国の現状に即した農林水産業開発の一層の促進を図るた

表23 農林水産業協力関係委託費

事 項 名	予算額 (千円)
地球環境協力支援データ・ベース策定費	23,356
アジア地域農林水産関連地球サミット対策支援事業	9,659
環境調和型農村地域総合開発計画策定調査	33,044
海外研修映画製作	15,745
海外農林業協力事後評価	31,109
アジア諸国の発展段階別農業・農村開発基礎調査	16,675
アジア農業生産性向上事業協力	78,545
農林水産業資金協力促進検討調査	47,517
市場経済移行国農林業開発投資検討調査	26,582
FAOフィールドプロジェクト波及効果等調査	10,387
食糧増産等に係る援助発展支援基礎調査	13,123
海外農林水産業協力方針策定基礎調査	32,241
アフリカ地域持続的農業開発事業計画策定調査	50,241
開発途上国等農協事業育成基礎調査	11,784
海外農水産物等安全性向上技術協力基礎調査	11,500
新たな農林水産業協力の展開推進調査	58,527
開発途上国国内消費型投資促進検討調査	15,403
開発途上国における農業統計改善推進費	20,990
ICID技術交流	47,141
特定海外農業農村開発事業推進調査	10,485
農地水資源管理モニタリングシステム構築調査	113,224
海外水管理農民組織状況調査委託費	19,170
地球環境保全農業技術協力推進事業	20,397
農業機械海外技術協力緊急対策事業	6,045
畜産技術協力推進事業	39,379
草地適正利用促進対策基礎調査	6,135
穀物の検査技術協力推進事業	26,904

め、表24のとおり、民間の行う調査事業、協力推進事業に助成を行った。

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に国際協力事業団を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与及びこれらを組み合わせたプロジェクト方式技術協力並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国ともそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

海外研修員の受入れ実績は次のとおりである。

昭和29～8年度（累計）	151,936
8年度	10,908

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を23コース実施した。

8年度に実施した農林水産関係の集団コースのうち、農林水産省が開設したものは27コース、264名(特設コース9コース、71名を含む)、国際協力事業団等が開設したものは51コース399名であり総数663名である。

これらの研修員の地域別、分野別受入れ実績は表25のとおりである。

(2) 専門家等の海外派遣

8年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて1,510名であった。その地域別・分野別内訳は表26のとおりである。

また、開発調査、プロジェクト方式技術協力等各种協力事業の調査団へ1,786名が派遣されている。

表24 農林水産協力関係補助金

事 項 名	予算額 (千円)
中国青年農業指導者育成事業	31,846
海外農協間協力等推進費	43,052
FAO等協力事業費	60,173
海外食糧農業情報整備等推進費	356,763
海外農業開発事業事前調査等補助金	277,361
海外農業開発調査費補助金	833,044
海外先導的農業者育成事業	93,742
普及分野海外技術協力システム化促進事業	3,591
婦人農業者国際交流促進事業	11,582
海外食品加工企業環境改善支援推進事業費	13,595
食品産業技術海外協力円滑化事業	29,576
食品流通技術海外協力事業費	7,851
海外林業協力推進事業費補助金	823,578
国際漁業振興協力事業費補助金	5,703,572

表25 8年度地域別、分野別受入数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	558	107	106	67	838
中近東	62	8	2	19	91
アフリカ	191	32	55	28	306
中南米	196	56	55	124	431
太平洋・欧州その他	38	2	13	26	79
計	1,045	205	231	264	1,745

表26 8年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	423	123	194	68	808
中近東	40	6	2	36	84
アフリカ	86	17	41	36	180
中南米	211	47	69	68	395
太平洋・欧州その他	8	4	8	23	43
計	768	197	314	231	1,510

(3) プロジェクト方式技術協力事業

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家を派遣、機材供与及び研修員受入れを組み合わせるプロジェクト方式技術協力事業は8年度において表27のとおり95件であった。

以上のほか、8年度においてプロジェクト方式技術協力のための事前調査を行ったものとしては、

中国	末端農業技術普及サービス体系建設計画
モンゴル	家畜感染症診断・予防計画
インドネシア	農業教官訓練計画
フィリピン	高収量機械化稲作技術研究計画
インド	二化性養蚕技術普及計画

チリ	家畜繁殖・人工授精研修センター計画
ドミニカ(共)	山間傾斜地農業開発計画
パナマ	家畜繁殖改善計画
パラグアイ	大豆生産技術研究計画
マレーシア	マラッカ海峡研究所設立計画
チュニジア	マハディア国立漁業開発センター計画
マダガスカル	北西部養殖振興計画
ウルグアイ	林産品試験技術計画
ボリヴィア	荒廃地復旧環境造林技術協力計画
の14件がある。	

表27 8年度協力プロジェクト

国名	プロジェクト名	協力期間
＜新規案件＞		
(農業分野)		
インドネシア	農業研究強化計画A/C	1996.12.17～1998.12.16
インドネシア	大豆種子増殖・研修計画	1996.07.01～2001.06.30
中国	湖北省江漢平原四湖澁水地域総合開発計画	1997.01.10～2002.01.09
フィリピン	農村生活改善研修強化計画	1996.06.15～2001.06.14
フィリピン	ボホール総合農業振興計画	1996.11.11～2001.11.10
フィリピン	農業モニタリング体制整備計画	1997.03.31～2002.03.30
ブラジル	南ブラジル小規模園芸研究計画	1996.12.01～2001.11.30
(畜産分野)		
インドネシア	酪農技術改善計画	1997.03.03～2002.03.02
マレーシア	アセアン家禽病研究訓練計画A/C	1996.08.04～1998.08.03
マレーシア	未利用資源飼料化計画	1997.03.15～2002.03.14
ウルグアイ	獣医研究所強化計画	1996.10.01～2001.09.30
ボリヴィア	肉用牛改善計画	1996.07.01～2001.06.30
(林業分野)		
インドネシア	森林火災予防計画	1996.04.15～2001.04.14
ヴェトナム	メコンデルタ酸性硫酸塩土壌造林技術開発計画	1997.03.20～2000.03.19
タイ	未利用農林植物研究計画	1996.08.01～2001.07.31
オーストラリア	森林保全・復旧計画	1996.07.16～1998.07.15
パラグアイ	東部造林普及計画	1996.04.24～2001.04.23
(水産分野)		
マラウイ	在来種増養殖研究計画	1996.04.01～1999.03.31
トリニダード・トバゴ	漁業訓練計画	1996.04.01～2001.03.31
＜継続案件＞		
(農業分野)		
インド	二化性養蚕技術開発計画	1991.06.01～1997.03.31
インドネシア	南東スラウェシ州農業農村総合開発計画F/U	1991.03.01～1998.02.28

インドネシア	種子馬鈴薯増殖・研修計画	1992.10.01～1997.09.30
インドネシア	灌漑排水技術改善計画	1994.06.10～1999.06.09
インドネシア	農水産業統計技術改善計画	1994.10.01～1999.09.30
スリ・ランカ	ガンパハ農業普及改善計画	1994.07.01～1999.06.30
スリ・ランカ	植物検疫所計画	1994.07.01～1999.06.30
タイ	灌漑技術センター計画（フェーズ2）F/U	1990.04.01～1997.03.31
タイ	東部タイ農地保全計画	1993.06.10～1998.06.09
中国	農業機械修理技術・研修計画F/U	1992.04.01～1998.03.31
中国	河南省黄河沿岸稲麦研究計画	1993.04.01～1998.03.31
中国	灌漑排水技術開発研修センター計画	1993.06.10～1998.06.09
ネパール	園芸開発計画（フェーズ2）	1992.11.12～1997.11.11
パキスタン	植物遺伝資源保存研究所計画	1993.06.01～1998.05.31
フィリピン	稲研究所計画	1992.08.01～1997.07.31
フィリピン	畑地灌漑技術開発計画（フェーズ2）	1993.05.28～1998.05.27
フィリピン	土壌研究開発センター計画（フェーズ2）	1995.02.01～2000.01.31
ミャンマー	灌漑技術センター計画F/U	1988.04.01～1999.03.31
ラオス	ヴィエンチャン県農業農村開発計画	1995.11.01～1997.10.31
エジプト	米作機械化計画A/C	1996.03.30～1998.03.29
ケニア	ムエア灌漑農業開発計画F/U	1991.02.01～1998.01.31
象牙海岸	灌漑稲作機械訓練計画	1992.08.01～1997.07.31
タンザニア	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画	1994.07.01～1999.06.30
アルゼンティン	植物ウイルス研究計画	1995.03.01～2000.02.29
ウルグアイ	果樹保護技術改善計画	1995.03.01～2000.02.29
コロンビア	傾斜地域灌漑農業開発計画	1991.10.01～1997.09.30
ドミニカ共和国	胡椒開発計画（フェーズ2）	1992.07.07～1997.07.06
パラグアイ	主要穀物生産強化計画	1990.06.01～1997.03.31
パラグアイ	青果物流通改善計画	1991.03.06～1998.03.05
パラグアイ	ピラル南部地域農村開発計画	1994.07.01～1999.06.30
ブラジル	アマゾン農業研究協力計画	1990.06.28～1997.06.27
ブラジル	セラード農業環境保全研究計画	1994.08.01～1999.07.31
ホンデュラス	灌漑排水技術開発計画	1994.10.01～1999.09.30
メキシコ	沙漠地域農業開発計画	1990.03.01～1997.02.28
メキシコ	モレロス州野菜生産技術改善計画	1996.03.01～2001.02.28
ルーマニア	灌漑システム改善計画	1996.03.01～2001.02.28
(畜産分野)		
インドネシア	動物医薬品検定計画A/C	1994.07.01～1996.06.30
タイ	中部酪農開発計画	1993.08.01～1998.07.31
タイ	国立家畜衛生研究所計画（フェーズ2）	1993.12.09～1998.12.08
中国	天津酪農業発展計画F/U	1990.03.01～1997.02.28
中国	内蒙古乳製品加工技術向上計画	1994.06.01～1999.05.31
中国	河北省飼料作物生産利用技術向上計画	1995.04.01～2000.03.31
ザンビア	ザンビア大学獣医学部技術協力計画（フェーズ2）	1992.07.22～1997.07.21
ホンデュラス	養豚開発計画	1993.05.15～1998.05.14
(林業分野)		
インドネシア	林木育種計画	1992.06.01～1997.05.31
インドネシア	熱帯降雨林研究計画（フェーズ3）	1995.01.01～1999.12.31
タイ	東北タイ造林普及計画F/U	1992.04.01～1998.09.30
中国	黒龍江省木材総合利用研究計画A/C	1995.09.26～1997.09.25
中国	福建省林業技術開発計画F/U	1991.07.01～1998.06.30
中国	寧夏森林保護研究計画	1994.04.01～1999.03.31
中国	湖北省林木育種計画	1996.01.15～2001.01.14
ネパール	村落振興・森林保全計画	1994.07.16～1999.07.15
ブルネイ	林業研究計画A/C	1995.10.12～1997.10.11
マレーシア	林産研究計画A/C	1994.11.01～1996.10.31
マレーシア	サラワク木材有効利用研究計画	1993.04.01～1998.03.31
ミャンマー	中央林業開発訓練センター計画F/U	1990.08.01～1997.07.31
ケニア	社会林業訓練計画（フェーズ2）	1992.11.26～1997.11.25
タンザニア	キリマンジャロ村落林業計画（フェーズ2）	1993.01.15～1998.01.14
ウルグアイ	林木育種計画	1993.03.10～1998.03.09
チリ	半乾燥地治山緑化計画	1993.03.01～1998.02.28

パ ナ マ	森林保全技術開発計画	1994.04.01～1999.03.31
ブ ラ ジ ル	サンパウロ州森林・環境保全研究計画	1993.02.01～1998.01.31
ブ ラ ジ ル	アマゾン森林研究計画	1995.06.01～1998.05.31
パプア・ニューギニア	森林研究計画（フェーズ2）	1995.04.01～2000.03.31
(水産分野)		
イ ン ド ネ シ ア	多種類種苗生産技術開発計画	1994.04.02～1999.04.01
タ イ	水産物品質管理研究計画	1994.04.01～1999.03.31
ネ パ ー ル	淡水魚養殖計画F/U	1991.11.01～1998.10.31
フ ィ リ ピ ン	地方生計向上計画	1991.10.01～1996.09.30
オ マ ー ン	漁業訓練計画	1993.05.07～1998.05.06
モ ロ ッ コ	水産専門技術訓練センター計画	1994.06.20～1999.06.19
モ ー リ ッ シャス	沿岸資源・環境保全計画	1995.12.01～2000.11.30
アルゼンティン	国立漁業学校計画A/C	1995.11.08～1997.11.07
アルゼンティン	水産資源評価管理計画	1994.12.01～1999.11.30
エ ク ア ド ル	国立養殖・海洋研究センター計画F/U	1990.08.01～1997.07.31
ボ リ ヴ ィ ア	水産開発研究センター計画F/U	1991.06.15～1998.06.14
ト ン ガ	水産増養殖研究開発計画F/U	1991.10.02～1998.10.01

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表28のとおり67件実施した。

表28 平成8年度開発調査事業案件

番号	国 名	案 件 名
[アジア地域]		
1	イ ン ド	タミルナド州ため池改修計画
2	インドネシア	熱帯果樹品質向上計画
3	インドネシア	村落協同組合活性化推進計画
4	インドネシア	アンブレラ協力計画策定
5	インドネシア	ムシ川上流地域社会林業開発計画
6	ヴィエトナム	ゲアン省ナムダム県モデル農村開発計画
7	ヴィエトナム	水産資源調査
8	カンボディア	メコン川環境適応型農業開発計画
9	スリ・ランカ	南部灌漑施設リハビリ計画
10	タ イ	モン・スアイ・ルアン川流域農業水資源開発計画
11	タ イ	東北タイ北部農地改革地区農業総合開発計画
12	タ イ	アングマン海沿岸地域水産振興計画
13	タ イ	コクインナン導水計画
14	タ イ	チャオプラヤ川流域洪水対策計画
15	中 国	せん北安塞県山区総合開発計画
16	中 国	遼寧省大凌白石ダム工事に関する実験計画
17	ネ パ ー ル	トリスリ灌漑計画
18	ネ パ ー ル	西部山間部総合流域管理計画
19	パキスタン	タウンサ堰灌漑システム改修計画
20	パキスタン	地下水かん養ダム計画
21	パキスタン	コトリ幹線水路管理システム計画
22	パキスタン	パンジャブ州支線用水路改修計画
23	バングラデシュ	洪水対策関連維持管理調査
24	フ ィ リ ピ ン	レガスピ西部地区灌漑開発計画
25	フ ィ リ ピ ン	辺境地貧困農民対策計画
26	フ ィ リ ピ ン	ハロール河流域灌漑計画
27	フ ィ リ ピ ン	マングローブ林資源評価調査
28	マ レ イ シ ア	半島マレーシア穀倉地帯農業用水水管理システム近代化計画
29	マ レ イ シ ア	サバ州北部マラックバラック地域林業開発計画
30	モ ン ゴ ル	農牧業協同組合改善計画
31	モ ン ゴ ル	セレンゲ県森林管理計画
32	ラ オ ス	ボロベン高原農業農村総合開発計画
33	ラ オ ス	ヴァンヴィエン地域森林保全流域管理計画調査
[中近東地域]		
34	アラブ首長国連邦	アルダイード地域地下水灌漑開発計画
35	エ ジ プ ト	北東シナイ地区総合農業開発計画
36	オ マ ー ン	ネジド地方農業開発計画フェーズII
37	チュニジア	南部オアシス地域灌漑施設整備計画
38	ト ル コ	クチュク・メンデレス川流域灌漑農業開発計画
39	ト ル コ	小規模灌漑及び農村開発計画
40	モ ロ ッ コ	零細漁村振興計画調査
[アフリカ地域]		
41	エティオピア	南西部地域森林保全計画
42	ガ ー ナ	既存灌漑施設改修計画
43	ガ ー ナ	移行帯地域森林保全管理計画
44	ケ ニ ア	ケニア山麓灌漑園芸開発計画
45	セ ネ ガ ル	北部漁業地区振興計画調査
46	タンザニア	ワミ川中流域灌漑農業開発計画
47	タンザニア	ローアモシ農業農村総合開発計画
48	ニジェール	ティラベリ県砂漠化防止計画
49	マダガスカル	マンタスア及びチアゾンパニリ地域流域管理計画
50	マ ラ ウ イ	コタコタ地域持続的資源管理計画
51	モーリタニア	セネガル川流域灌漑農業開発計画
52	リ ベ リ ア	北西部森林資源調査
[中南米地域]		
53	エル・サルヴァドル	ヒボア川流域農業総合開発計画
54	グアテマラ	バハ・ヴェラパス県森林管理計画
55	コ ロ ン ビ ア	太平洋沿岸漁業開発計画

56	ニカラグア	ニカラグア太平洋岸第2・第4地域農業開発計画
57	パラグアイ	小規模農業強化計画
58	ブラジル	トカンチンス州農牧総合開発計画
59	ブラジル	アマゾン河口水産資源調査
60	ボリヴィア	ラパス県アチャカチ地区農村農業開発計画
61	ボリヴィア	サンタクルス県北部地域水害対策計画
62	ホンデュラス	北部沿岸小規模漁業振興計画
63	ホンデュラス	テウパセンティ地域森林資源管理計画
64	メキシコ	オアハカ村落林業振興計画 [東欧等地域]
65	カザフスタン	クジル・オルグ地区灌漑施設水管理改善計画
66	ブルガリア	農業改善計画
67	ルーマニア	南部森林保全計画

(5) 開発協力事業（調査等）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、国は国際協力事業団を通じて本邦民間企業の調和のある事業活動に資するため、関連施設整備及び試験的事業のための調査、投融资対象事業の調査、専門家の派遣等を実施している。

8年度には表29のとおり開発協力調査7件を行ったほか、専門家の派遣43名及び研修員の受入れ39名を実施した。

(6) 養成確保事業

我が国の農林業開発協力の拡充、多様化に適切に対応していくためには資質の高い専門家の養成を組織的、計画的に行うことが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き国際協力事業団を通じて実施した。また、国際協力事業団も独自に同様の専門家の研修事業を前年度に引き続き実施した。

イ 研修内容

(ア) 中期研修

農林業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者を対象として、開発途上国地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

(イ) 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林業技術分野（熱帯地域家畜疾病、途上国農村の環境保全、途上国農村の女性の地位向上等）を対象に、当該作目の技術蓄積を有する先進地域に研修員を2か年間派遣して研修を行った。

(ウ) 実績

表29 開発協力調査

1	ヴィエトナム	農林業開発協力事業 (基礎一次調査)
2	フィリピン	サトウキビ栽培試験事業 (基礎二次調査)
3	パラグアイ	姫マツタケ栽培試験事業 (基礎二次調査)
4	インドネシア	マングローブ林資源保全開発現地実証調査 (作業監理)
5	マレーシア	複層林施業技術現地実証調査 (作業監理)
6	ブラジル	セラード農業開発環境モニター調査 (作業監理)
7	トルコ	半乾燥地域農業開発現地実証調査 (計画打合せ)

中期研修：農林水産開発コース（農業一般・農業土木・林業の3コース）、WIDコース、貧困層対策コース及び海洋環境保全コースがあり、農林水産省職員32名、県、民間等16名が研修を行った。

長期研修（新規）：農林水産省4名（アメリカ等）

なお、6年度7年度に派遣し、引き続き8年度においても研修を行った者は11名で、研修地はアメリカ、イギリス等である。

(7) 海外技術交流事業

ア 日ロ（旧ソ）農業技術交流

本事業は37年度に開始以来、相互主義により視察団の交流を実施してきている。8年度には、相互に「作物の耐冷・耐寒・耐凍性遺伝子の機能的評価」のテーマで派遣・受入を行った。

(37年度以来の累計：派遣44班、受入46班)

イ 日中農業技術交流

本事業は47年9月日中国交回復を契機とし、48年度から相互に視察団の交流を実施してきている。8年度には日本側から「気候環境の変動の評価に基づいた米生産力の変動予測」「環境緑化樹の創出を目的としたシイ属の遺伝変異及び遺伝資源の調査研究」及び「持続可能な農業展開に係る基礎調査」の班を派遣し、中国側から「農業庁（局、県）長訪問団」、「トマト施設栽培」及び「林業経済管理」の班を受け入れた。

又、前年に引き続き、日中農業科学技術交流グループ第14回会議を8年6月4日～5日に開催し、技術上の諸問題、共同研究、種子種苗・技術情報の交換等について討議した。

ウ 日韓農林水産技術協力委員会

本委員会は43年度に第1次会議が東京で開催されて以来、毎年1回東京又はソウルにおいて交互に開催している。

本委員会は、両国の実務者をもって構成され、両国

表30 8年度農林水産関係一般無償資金協力実績（閣議了解ベース）

国名	案 件 名	金額(億円)
インドネシア	東ヌサテンガラ地域貯水池開発計画（国債：7年度0.46, 8年度14.34）	14.34
エジプト	バハル・ヨセフ灌漑水路整備計画（国債：7年度9.63, 8年度14.24）	14.24
ニジェール	第2次ウアラム農村復興計画（国債：7年度2.13, 8年度4.27, 9年度2.68）	4.27
エル・サルヴァドル	サポティタン地区農村復旧計画（国債：8年度4.07, 9年度5.80）	4.07
ドミニカ	グハボン地区農村開発計画（国債：8年度1.18, 9年度4.97）	1.18
モロッコ	ウェルガ川流域農業開発計画(2/2)（国債：8年度3.30, 9年度3.85）	3.30
フィリピン	農業監視体制改善計画(2/2)	4.09
ヴェトナム	北西部植林機材整備計画(2/2)	5.71
セネガル	苗木育成場整備計画(2/2)	3.25
ジンバブエ	ニャコンバ地方灌漑開発計画(2/2)	6.02
フィリピン	アングット川灌漑用調整ダム改修計画	16.56
フィリピン	プリンシパル地区灌漑施設改修計画	4.97
ザンビア	モンゴ地域農村開発計画	8.30
インドネシア	東部インドネシア灌漑機材整備計画(1/2)	8.77
パキスタン	パンジャブ州地下水開発計画	13.03
象牙海岸	中北部地域灌漑農業整備計画（詳細設計分）	0.16
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑開発計画（詳細設計分）	0.45
エジプト	第2次上エジプト灌漑施設改修計画(2/2)	3.54
（農林関係案件 計）18件		116.25
ヴェトナム	ヴンタオ漁港施設建設計画(2/2)（国債：7年度3.31, 8年度16.16）	16.16
モロッコ	沿岸漁村整備計画(2/2)	6.71
エリトリア	南東部零細漁業開発計画(2/2)	9.35
フィジー	南太平洋大学海洋研究施設整備計画	14.26
エジプト	マーディア漁港開発計画(1/2)	12.56
ザンビア	メケラ養殖試験場拡充計画	5.30
ペルー	漁業・海洋調査船建造計画	13.79
ホンデュラス	北部沿岸小規模漁業近代化計画	5.76
ミクロネシア	離島漁村連絡船建造計画	12.58
ガーナ	セコンディ漁港建設計画（詳細設計分）	0.65
トンガ	まぐろ漁業調査訓練船建造計画	7.00
パラオ	北部漁村施設整備計画	3.03
（水産関係案件 計）12件		107.15
（8年度 合計）30件		223.40

の技術交流の促進についても討議を行うことを目的としたものである。8年度は第29回会議を11月5日～6日に開催し、農業と環境、試験研究協力、技術者の交流、種子種苗・技術情報の交換等について討議した。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

(1) 一般無償資金協力

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

国際協力に関する我が国への要請が高まる中で、無償資金協力は年々増大の傾向にあり、5年度2,014億円（当初予算ベース、以下同じ）、6年度2,079億円、7年度2,127億円、8年度2,166億円と増加している。

この内、農林業関係では、8年度において18件計116億円、水産関係では12件計107億円、農林水産関係合計

表31 8年度無償資金協力基本設計調査事業等

国名	案 件 名
エジプト	マーディア漁港開発計画
ザンビア	モンゴ地域農村開発計画
マラウイ	ブワンジェバレー灌漑開発計画
フィリピン	ブストス頭首工改修計画
ザンビア	メケラ養殖試験場拡充計画
ホンデュラス	北部沿岸小規模漁業近代化計画
ペルー	漁業・海洋調査船整備計画
ガーナ	セコンディ漁港建設計画
象牙海岸	中北部地域灌漑農業整備計画
ミクロネシア	離島漁村連絡船建造計画
パラオ	北部漁村施設整備計画
トンガ	まぐろ漁業調査訓練船建造計画
ジャマイカ	小規模漁業振興計画
パプア・ニューギニア	ガルフ州浅海漁業開発計画
テニジア	漁業調査船建造計画
セントルシア	水産複合施設整備計画
アンティグア・バーブーダ	水産複合施設整備計画
セイシェル	ヴィクトリア港小規模漁業関連施設整備計画

表32 8年度KR食糧援助実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与使用穀物
(アフリカ地域)			
アンゴラ	9. 3.26	7.00	コメ
ガーナ	9. 3.19	2.00	コメ
カーボ・ヴェルデ	9. 3.10	1.50	コメ
ギニア	9. 3.26	1.50	コメ
コモロ	9. 3.24	1.00	コメ
ジブティ	9. 2.16	1.50	コメ
セネガル	9. 1.16	2.00	コメ
タンザニア	9. 3.24	5.00	コメ
トーゴ	9. 1.16	2.00	コメ
ニジェール	9. 5.22	1.50	小麦
ブルキナ・ファソ	9. 3.24	1.50	コメ
ベナン	9. 1.23	2.00	コメ
マダガスカル	9. 1.14	2.50	コメ
モザンビーク	9. 3.18	5.00	コメ
モーリタニア	8.12.25	2.00	コメ
ルワンダ	9. 3. 6	3.00	コメ
レソト	9. 7. 1	2.00	小麦
(アジア地区)			
バングラデシュ	8.11.19	8.50	小麦
モルディブ	8.11. 8	1.50	小麦粉
ラオス	8.12.20	5.00	コメ
(中南米地域)			
ハイティ	8.12.23	3.00	コメ
(国際機関経由)			
(UNRWA経由)			
・パレスチナ難民等	8.11. 5	8.00	コメ, 小麦粉
(WFP経由)			
・アフガニスタン難民等	9. 3.14	11.99	小麦
・アフリカ難民等 (リベリア・ルワン ダ・アフリカの角地域 難民等)	7.10.29	26.00	小麦, メイズ ミール, メイ ズ, 小麦粉, 豆
・スーダン国内被災民	7.10.29	4.00	小麦
・旧ユーゴスラビア避難 民等	7.10.29	10.00	小麦粉
・カンボディア国内被災民	7.10.29	6.00	タイ米
・コカサス難民等	9. 3.14	4.50	小麦粉
・バングラディッシュ国内 ミャンマー難民	7.10.29	2.00	タイ米

30件223億円が供与され、その供与実績は表30のとおりである。

このほか、難民等に対する緊急援助として、8年度は、乾パン等が、ザイール及びブルワンダ（WFP経由9億円）、旧ユーゴスラビア（WFP経由5億円）に無償供与された。

以上のほか、8年度において無償資金協力の実施のために表31の基本設計調査等を行った。

(2) KR食糧援助

本援助は43年度から実施された無償食糧援助である。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として42年に成立した国際穀物協定の中の食糧

援助規約に基づき実施されることから「KR食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1995（平成7）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、8年度の我が国の供与実績は、表32のとおり、23か国・6難民に対し、総額133.49億円を供与した。

このうち、47.5億円（アフリカ等の17か国向け）について、政府米を利用した援助を行うこととして閣議決定を行った。

(3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。

なお、本援助はKR食糧援助と対比して「第2KR援助」ともよばれることがある。

8年度の供与実績は表33のとおり、計58件、302億円である。

表33 8年度食糧増産援助実績（閣議了解ベース）

国名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助物資
(アジア)			
インド	9. 1.13	500	肥料
インドネシア	8. 6. 5	1,350	肥料, 農業機械
カンボディア	8. 6.14	600	肥料, 農業機械
スリ・ランカ	8. 6.18	1,400	肥料, 農業機械
ネパール	8. 6.18	850	肥料, 農業機械
パキスタン	8. 6.17	950	農業機械
フィリピン	8. 7. 1	1,650	肥料, 農業機械
ブータン	8. 6. 4	200	肥料, 農業機械, 車両
モンゴル	9. 2.25	250	農業機械
ラオス	8. 6.25	550	肥料, 農業機械
(中近東・北アフリカ)			
イエメン	8.11.21	500	農薬, 農業機械
エジプト	8. 6.20	600	農業機械
ヨルダン	8. 6.24	400	肥料, 農業機械, 車両
シリア	8. 6.27	600	農業機械
パレスチナ暫定自治 政府	9. 3.15	400	肥料, 農業機械

(アフリカ)			
アンゴラ	未了(*)	600	肥料, 農業機械
エチオピア	8. 9.17	850	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
エリトリア	9. 3.21	300	肥料, 農薬, 農業機械
ガーナ	8. 7.30	400	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
カーボ・ヴェルデ	8. 7.31	200	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
ギニア	8. 9.16	350	肥料, 農薬, 農業機械
ギニア・ビサオ	8. 7.18	250	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
ケニア	8. 6.25	1,000	肥料, 農薬
コモロ	9. 3.24	150	肥料, 農薬, 車両
象牙海岸	8. 6.20	500	肥料, 農薬, 農業機械
ザンビア	9. 3.25	800	肥料
ジンバブエ	8. 6.27	550	農薬, 農業機械
スワジランド	8.12.19	300	肥料, 農薬, 農業機械
セネガル	8. 6.17	600	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
タンザニア	8. 6.12	950	肥料, 農薬, 農業機械
中央アフリカ	8.11.12	400	農薬, 農業機械, 車両
トーゴ	8.11.28	400	肥料, 農薬, 農業機械
ナミビア	8. 8.22	300	肥料, 農業機械, 車両
ブルキナ・ファソ	8. 7.31	450	肥料, 農薬
ベナン	9. 1.23	250	農薬, 農業機械
マダガスカル	8. 6.21	500	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
マラウイ	8. 6.25	400	肥料, 農薬, 農業機械
マリ	8. 6.14	350	肥料, 農薬, 農業機械
モーリタニア	8. 6. 6	400	肥料, 農薬, 農業機械
モザンビーク	8.12.17	600	肥料, 農薬, 農業機械
レソト	9. 1.29	300	肥料, 農業機械
(中南米)			
エクアドル	8. 6.25	450	肥料, 農業機械

エルサルバドル	8. 6.10	450	肥料, 農薬, 農業機械
グアテマラ	8. 9. 2	350	肥料, 農業機械
ドミニカ共和国	8. 8. 2	300	肥料, 農薬, 農業機械
ニカラグア	8. 6.26	500	肥料, 農業機械
ハイティ	8. 6.19	400	肥料, 農業機械
パラグアイ	8. 6.21	400	肥料, 農薬, 農業機械
ペルー	8. 6.14	700	農業機械
ボリビア	8.11. 6	500	肥料
ホンジュラス	8. 7. 5	450	肥料
(東欧等諸国及びその他諸国)			
アゼルバイジャン	9. 4. 7	350	農業機械
アルバニア	8.12.17	300	肥料, 農業機械
アルメニア	9. 4.10	400	肥料, 農業機械
ウズベキスタン	8.11.20	400	農業機械
キルギス	8. 6. 6	300	農業機械
グルジア	9. 4. 8	500	肥料, 農業機械
ボスニア・ヘルツェゴビナ	9. 1.10	500	肥料, 農業機械
(注*:平成9年8月7日時点で交換公文締結はなされていない。)			

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で円借款に関する交換公文を締結し、これに基づいて、我が国の実施機関である海外経済協力基金と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

8年度に実施された円借款政府調査団のうち、インドネシア、インド、南米（ペルー・パラグアイ・コロンビア）、中国、スリ・ランカの7カ国に参加し技術的アドバイスをを行った。

8年度の農林水産関係案件は表34のとおり計18件、1,515.62億円である。

表34 8年度農林水産関連円借款実績

国 名	案 件 名	(交換公文ベース)	
		交換公文締結年月日	供与限度額(百万円)
エクアドル	ポルトビエホ川流域環境改善計画	8. 4.12	12,404
スリ・ランカ	ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画 (III)	8. 5.15	9,393
	プランテーション改善支援金融計画	8. 5.15	4,076
パキスタン	全国排水路整備計画	8. 8.11	10,832
タイ	地方農村開発信用事業	8. 9.13	4,228
(4)			

テュニジア	南部オアシス地域灌漑計画	8.10.16	8,106
	グベラート灌漑計画	8.10.16	2,637
インドネシア	水資源開発セクターローン	8.12. 3	11,797
	園芸作物開発事業	8.12. 3	7,769
	バタンハリ灌漑事業	8.12. 3	6,050
	ビリビリ灌漑事業	8.12. 3	5,472
	バタンクム灌漑事業 (E/S)	8.12. 3	374
中国	黒龍江省三江平原商品穀物基地開発計画	8.12.24	14,910
	黒龍江省三江平原龍頭橋ダム建設計画	8.12.24	3,000
	遼寧省白石ダム建設計画	8.12.24	8,000
インド	カルナタカ州東部植林計画	9. 1.13	15,968
	タミル・ナドゥ州植林計画	9. 1.13	13,324
	ラジガート運河灌漑計画	9. 1.13	13,222
計	18件		151,562

(5) 国際協力事業団開発協力事業 (投融資)

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業 (試験的事業)、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であつて周辺の地域の開発に資するものの整備 (関連施設整備事業) について、国は国際協力事業団を通じて資金援助を行っている。

農林業分野の8年度の融資実績は13件31億9,920万5千円、新規承諾案件は3件5億960万円であった。

4 多 国 間 協 力

(1) 国連食糧農業機関

(FAO)

ア 概要

国連食糧農業機関 (FAO) は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、現在ローマに本部を置き約4,200名の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、175 (ECを含む。) である。

FAOは、各国国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ア) 政策策定

世界の食料、農林水産業上の諸問題に関し、FAOの

各種会議を通じてその国際的解決を審議し、決議の採択、申し合わせ、ガイドラインの策定等を行う。

(イ) 情報収集及び提供

食料農業分野における世界各国の情報を収集、整理分析し、加盟国や国際機関等に対し定期的に情報の提供を行う。

(ウ) 技術的助言

専門家の派遣及び研修生の受け入れ等を実施する。

(エ) 現地事業

食料、農業、林業及び水産業に関する現地開発事業を実施する。

イ 第16回世界食料デー

第16回世界食料デー (10月16日) の国内行事として、(財)国際食糧農業協会の主催によるシンポジウム等を行った。

ウ その他

FAOに専門家として7名、準専門家として3名の職員を派遣中である。また、FAOの現地事業の「肥料由来の地球環境汚染防止対策事業」(30万3千ドル)、「アジア太平洋地域動物遺伝資源保存対策強化事業」(41万6千ドル)、「南太平洋沿岸漁業技術開発普及事業」(39万ドル)、「アジア地域市場経済移行国林業活性化計画」(43万6千ドル)、「アジア地域植物遺伝資源保全利用体制整備事業」(8万3千ドル)、「中南米諸国持続的農業開発のための農地管理対策調査」(42万8千ドル)、「アフリカにおけるかんがい可能性評価事業」(27万7千ドル) に対して、拠出を行った。

(2) 世界食糧計画

(WFP)

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出によりアフリカを中心とした開発途上国に穀物、乳製品、植物油等を援助している。

我が国は1996年度において、WFPに対して通常拠出1,750万ドル (現金580万ドル、現物分水産缶詰及び第三国米1,170万ドル)、国際緊急食糧リザーブ600万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助100万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助(64.49億円)を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会

(ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の

1つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行っている。

我が国は、従来よりESCAPのほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力（1996年度220万ドル）及び技術協力を実施している。

なお、ESCAPの特別地域機関であるアジア・太平洋湿潤熱帯地域粗粒穀物・豆類・地下作物研究開発地域調整センター（CGPRT Center）の行う「CGPRT作物に関する貿易自由化の影響調査」（28.8万ドル）に対して拠出を行った。

(4) アジア開発銀行 (ADB)

アジア開発銀行は、アジア地域の経済開発を目的として1966年に設立された（加盟国56）。我が国は1996年末現在で、次のような拠出等に協力している。

通常資本（応募額）	79億2,532万ドル
アジア開発基金（拠出額）	93億5,170万ドル
技術援助特別基金（拠出額）	4,771万ドル

96年融資合計は55億4,500万ドルであり、主要なセクターは運輸通信、エネルギー、農業、天然資源、社会インフラ等となっている。

(5) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した（加盟国160）。

その後、3回にわたる増資、及びサハラ砂漠以南の農業生産の再生を目的とした「アフリカ特別プログラム」の創設を経て、1997年2月の総務会において第4次増資（1997年～1999年）が合意された。

我が国は誓約ベースで当初拠出金に5,500万ドルを、また第1次、第2次、第3次、第4次の増資についてはそれぞれ6,021万ドル、2,677万ドル、3,978万ドル、3,799万ドルを拠出しており、先進国中第2の大口拠出国である。

1996年末の同基金の貸付承諾累計額は39.7億SDRに達している。

(6) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画（UNDP）が主催した国際農業研究の長期かつ組織的の支援に関する会議で設置が決定されたドナー国（機関）のグループで、事務局を世銀内に置いている。1996年末現在、メンバーは53か国・機関であ

る。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所（IRRI、フィリピン）、国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT、インド）、国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT、メキシコ）等の16の研究がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。1996年度は本グループ傘下の16研究所に対し40億7,500万円（外務省計上）の拠出を行ったほか、農林水産省からは国際稲研究所の行う「遺伝資源拡大による熱帯水分ストレス下における稲作安定化技術の開発」に4,218万円、国際半乾燥熱帯作物研究所の行う「熱帯半乾燥地域における主要畑作物の持続可能な栽培技術の開発」に3,261万円の特別拠出を行った。

(7) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年発足した東京に事務局を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国18か国）。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力（平成8年度予算7,855万円）を行っている。

(8) 国際協同組合同盟（ICA）

国際協同組合同盟は1985年にロンドンに設立された民間組織であり、相互扶助と民主主義の精神に基づき協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって組織されている。現在95か国223の全国組織が加盟し、その傘下には7億6千万人強の組合員を擁する世界最大の民間組織である。

我が国はアジアにおける農協組織の育成に資するため、開発途上国の漁協組織の育成強化と漁業活動の活性化及びアジアにおける農村婦人の開発参加に資するため、ICAの行う農漁協指導者育成のための研修事業に対し、任意拠出を行った（1996年度8,293万円）。

(9) そ の 他

以上のほか、我が国はアジア蔬菜研究開発センター（AVRDC、台湾）、食糧・肥料技術センター（FFTC、台湾）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC、タイ他）に対して、資金拠出、専門家派遣等の協力を行っている。

